

インフルエンザ用

保護者様

保育園

インフルエンザによる出席停止と届出書の提出について

インフルエンザにかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、必ず医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、従来は、登園の際、医師の証明による「登園許可証明書」の提出をお願いしていましたが、今後は、保護者の方が下記の用紙に記入し提出していただくこととなります。

インフルエンザの出席停止期間及び登校可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし3日を経過するまで。そのため、最短でも5日間は登園できません。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
発 症 （ 発 熱 当 日 ）	発 熱 期 間	解熱しても まだ登園できません									
							登園可能				

----- き り と り -----

感染症（インフルエンザ）届出書

保育園 様

組 氏名 _____

【医師の指示による療養期間】 令和 ____年 ____月 ____日 ~ 令和 ____年 ____月 ____日まで

【受診した医療機関名】 _____

令和 ____年 ____月 ____日

保護者名 _____